

二宮町の人口と世帯数
 昭和30年8月1日現在
 (推計人口)
 人口 13,156人
 世帯数 2,630世帯
 前月に比して(3人)減(9世帯)

二宮町広報

創刊 號

行所 二宮町役場
 電話 68・353番
 印刷所 池田印刷所
 電話 120番

二宮町廣報

発行にあたりて
 二宮町長 西山喜八郎

本年の夏は何十年来に無いと云ふ非常な得まして、一刻も早く予定されていると云ふ厳しい暑さでありましたが、皆様には御らの事業を達成させて、次の事業に着手する健康に日常を楽しく御過しになった事とようと思ふ次第です。皆様と御約束をいたしました機関紙広報も、就任以来元氣いっぱいになかた仕事に励んでおられます。

事業として既に水道工事も才一期御批判を戴きました。以来事務局も酷暑と取組み汗にまみれて御手をせられんとしております。其の他編集に力を注ぎ茲に二宮町広報創刊号を発行する運びとなりました。何分共始末の善により衛生の万全を期する等、意を注ぎ試みでありましたので不手際之處も多々ある出来得る限り皆様の為により便宜を計りたいと思存しておりますが、皆様の御指導を戴くと申しておりますが、何とせよ就任以来此の広報が將來二宮町には無くしてはならないと申すので、皆様の熱意のある御協力を共御支援を賜りたく思存しております。

二宮町消防団組織並運営について

二宮町消防団組織並運営に

当町消防団は消防組法に基き消防団を本団を分ちて五ヶ分団とし組織し、町民の絶大なる御協力と相俟つて消防機能の充実に努め町の生命財産の確保に御熱意と御協力を傾けて居ります。

町民の皆様には消防団の存在に大なる御期待を持たれ御認識の下に其の任務の完全なる遂行が為し得られよう、各自重んじられし御協力を切望いたします。

一、組織
 定員 一〇三名 町条例により定めらるる
 消防団長 消防法才三条才一項により町長の職にある者三、任
 消防団員 三名
 消防委員 三名
 消防副委員 二名
 消防分団長 五名
 消防副分団長 五名
 消防班長 四五名
 消防副班長 四五名

消防団長は消防団の命に依り消防事務を担當する。消防委員は消防団運営並、活動を推進せしむべくその機構の改革等に参与する。

本月の創刊号より隔月に発行致し町より皆様の御声をお聞きし二宮町を作りたく存じております。

尚皆様の御声は各部落の区長さんの処まで御届け下さるか、直接町広報係に御届け下されば、各係と検討の上適當の処置を致すことになっておりますので、どうか御意見を御聞かせ下さい。

以上を以て創刊に際しての私の御挨拶と致し筆を置きます。

消防団長は消防団を代表し団を統轄その運営を指揮監督する。

副分団長は分団長の任務を補佐協力する。班長及副班長は分団長に協力し分団員の活動を推進する。

四、消防予算
 昭和三十年年度当初予算三百五十九万二千二百円であり町予算の一〇、三三である。一セ帯平均負担額は、九百九十四円強となつて居ります。

これが内訳を示せば左の通り

- 一、報 酬 八一、〇〇〇円
- 二、雑手当 四〇五、八五〇円
- 三、旅 費 六、〇〇〇円
- 四、燃料費 二五、〇〇〇円
- 五、食糧費 九〇、〇〇〇円
- 六、印刷製本費 五、〇〇〇円
- 七、出初式費等食糧費 五、〇〇〇円

町議会の新陣容

- 五月十日の議会臨時会を役場会議室に才九番召集し議席正副議長各常任委員を次の通り選出し、菊花の議員ベツナを陶に明朗町才十番選りへスエリした。
- 才一 消防委員長 井上 佐助
 - 才二 消防委員長 高木 定雄
 - 才三 水道委員 神保忠次郎
 - 才四 都市計画対策委員 池田三三造
 - 才五 都市計画対策委員 利男
 - 才六 建設委員 今井清造
 - 才七 建設委員 三輪欣二
 - 才八 建設委員 橋川良作
 - 才九 総務委員 西山伊織
 - 才十 消防委員 森 祥三
 - 才十一 水道委員 小泉鶴吉
 - 才十二 教育委員 長谷川 潤
 - 才十三 副議長 橋川佐七郎
 - 才十四 都市計画対策委員 松本平八
 - 才十五 厚生委員 相馬 翠
 - 才十六 総務委員 石塚良之助
 - 才十七 総務委員 田代隆平
 - 才十八 厚生委員 杉崎 保
 - 才十九 監察委員 西山信次
 - 才二十 建設委員 西山信次

議 會

- 五月十日午後一時町議会臨時会を召集し議席決定について
- 議長、副議長選挙について
- 常任委員の選任について
- 教育委員会委員選挙について
- 二宮町監査委員選任について
- 五月十四日午後一時全員協議会を召集し、二宮町市計画海岸土地地区画整理経過説明について
- 五月十八日午後二時建設委員会を召集し、小竹線道路改良工事施工について
- 五月廿一日午後二時消防委員会を召集し、昭和三十年年度消防費算出予算説明について
- 五月廿三日午前九時全員協議会を召集し、二宮町小竹線改良事業施工について経過並に説明について
- 五月廿三日午後二時厚生委員会を召集し、昭和三十年年度労働委員を召集し、五月廿四日午後二時労働委員会を召集し、五月廿七日午後二時労働委員会を召集し、昭和三十年年度歳入歳出予算内容の説明による審議について
- 六月三日午後一時常任委員長会を召集し、常任委員会の結果報告審議について
- 六月七日午後一時建設委員会を召集し、昭和三十年年度土木費歳出予算審議について
- 六月八日午後二時建設委員会を召集し、委員会の再検討並に委員長会議の結果報告について
- 六月十日午前九時全員協議会を召集し、各常任委員会の要旨審議について
- 六月十三日午後二時消防委員会を召集し、消防機関器具整備並に運営について
- 六月十五日午後二時總務委員会を召集し、二宮町職員給与に関する条例の研究について
- 六月十六日午後二時厚生委員会を召集し、二宮町清掃事業運営促進について



固定資産評価について

固定資産税は町民税と共に町の二大財源であつて、町に於ては本年度固定資産税約九百八十万円を査定して居り、その総額は土地、家屋等約七億四千万円に上つて居る。町民の皆様の自然固定資産である土地、山林は三割一分、宅地は二割二分に對して、個々の評価については町として細心の注意を拂つて少くもアンバランをなくす努力を致して居ります。

又毎年の評価について年々評価額が上昇する一方でも少しも下りない、不合理である云々を聞きませんが之は全體的な傾向であつて町だけの問題ではないので、町に對して御説明しますと、

年都道府県知事は全国的に評価の均衡を爲すため、その年の始めに各市町村長宛に資源平均額を通知することになつて居る（知事の指示額といふ）。町の昭和二十一年度及び二十二年度の例をとらば、昭和二十一年度の知事の指示額は

| | |
|----------------|---------|
| 田 反当り | 二七、八六五円 |
| 山林反当り | 五、一一二円 |
| 宅地反当り | 五七九円 |
| 家屋反当り | 五、七八九円 |
| 田 反当り | 二七、五八四円 |
| 山林反当り | 二一、六〇〇円 |
| 宅地反当り | 三、九〇三円 |
| 家屋反当り | 四、八〇〇円 |
| 昭和三十年度の知事の指示額は | 五、四三〇円 |
| 田 反当り | 三六、一八二円 |

| 町村名 | 坪当り | | 計 (知事指示額) |
|------|--------|--------|-----------|
| | 木造家屋 | 木造以外 | |
| 大磯町 | 7.832 | 5.4209 | 8.016 |
| 国府町 | 3.316 | 4.4950 | 3.342 |
| 二宮町 | 5.420 | 4.3088 | 5.430 |
| 大野町 | 4.895 | 17.824 | 7.328 |
| 伊勢原町 | 4.539 | 3.1447 | 4.620 |
| 大山町 | 3.631 | — | 3.631 |
| 秦野町 | 6.105 | 36.733 | 6.154 |
| 南秦野町 | 3.913 | — | 3.913 |
| 中郡平均 | 5.783円 | | |

農業實態調査

九月一日金町一斉に実施

昭和三十年度二宮町の農業の實態を調査し、今後二宮町農業行政の重要な基本資料と致したいから当日は、農業基本調査員が農家の家庭を調査致しますから其の節御協力を御願ひ致します。

第三回二宮町畜産共進會 開催について

開催について

畜産、家畜の改良発達を促すことを目的として三宮町畜産共進會を来る九月六日三宮町役場に於て開催致しますから、家畜の飼育者は多数出品される様御願ひ致します。

九月二十三日、二十四日に秦野市で開かれる才四回中地方畜産共進會の予選と成りますので落つて出品せられる様特に御願ひ致します。

★玉蜀黍の立毛品評會

家畜の自給飼料奨励の目的を以て去る八月七日金町一斉家畜用玉蜀黍の立毛品評會を開催致しましたからその結果について左記の通り御知らせ致します。

農地法第八十四条の規定による毎年八月一日現在の小作地及小作採草放牧地の所有状況調査を近々に始めます。

農業委員会を通じ調査票を配付しますから、正確に記載の上、所定の期日迄に申告下さる様御願ひ致します。

○農地法第八十四条の御注意

毎々回覧板にてお知らせして居りますが、農地へ住宅を建築する場合は農業委員会を經由し農地法の許可を得ることに農地法第五条により規定されて居ります。

農地を宅地として売買する場合は、農地のまゝ売買する場合、貸借による権利の移動等、すべて農地の動きは、必ず事前に農業委員会へお申し出御願ひ致します。

二宮町における、昭和二十九年八月一日より、本年七月三十一日迄一ヶ年の農地法違反状況は左の通りです。

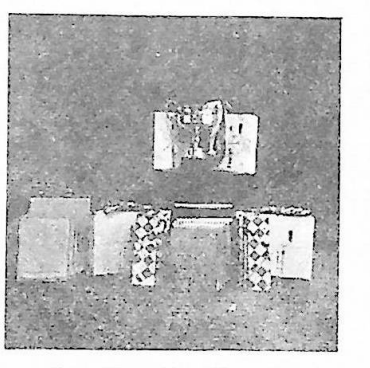
| | | |
|----|------|-----------|
| 田 | 二二二件 | 一反九畝〇六歩 |
| 畑 | 四七二件 | 一五七六畝 |
| 合計 | 七〇〇件 | 一町一反〇畝二九歩 |

(三、三三九坪)

二宮夏の観光 寫眞コンクール

湘南観光二宮も幾足以來四ヶ年を越しましたが、施設や方法は不備ではありましたが、有名な観光地と伍して進歩の途上にあります。これも皆様の尊い協力によるものと存じます。

今後の飛躍も理解のある御支援と御協力により、観光湘南の二宮を發展さすべく施設に、宣伝に意を注ぎ眞価を高め観光客に専念し、観光の二宮として向上發展を企圖する次第です。



| 順位 | 画題 | 賞金 | 賞品 | 住所 | 氏名 |
|----|-----------|-----|-----|------------|-------|
| 推薦 | 二宮海岸 | 壹万円 | 並副賞 | 横浜市戸塚区金井町 | 小宮力造 |
| 特選 | 二宮海岸 | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市西区扇町 | 土田利雄 |
| 選 | 二宮海岸にて | 壹千円 | 並副賞 | 平塚市新宿 | 小宮 平 |
| 入選 | マダロ大漁 | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市西区本牧町 | 鹿野佳津子 |
| | ビーチ・ボール | 壹千円 | 並副賞 | 川崎市幸町 | 大谷国太郎 |
| | 海 | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市中区 | 鈴木 誠 |
| | パンガロー | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市中区 | 戸川明男 |
| | 吾妻山見晴展望 | 壹千円 | 並副賞 | 二宮町二宮 | 正殿 |
| | パンガロー所見 | 壹千円 | 並副賞 | 東京都大田区中野田 | 山本 昇 |
| | お祭 | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市戸塚区上倉田町 | 里見力造 |
| | 観音堂 | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市戸塚区上倉田町 | 加藤重政 |
| | 吾妻神社にて | 壹千円 | 並副賞 | 二宮町山西 | 中山 潔 |
| | 箱根への道 | 壹千円 | 並副賞 | 小田原市緑町一 | 萩 光雄 |
| | 抽水浴水浴場 | 壹千円 | 並副賞 | 東京都葛飾区常盤台 | 中村和夫 |
| | 漁 | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市戸塚区上倉田町 | 法橋修二 |
| | 二宮海岸のキス釣り | 壹千円 | 並副賞 | 横浜市港北区南郷島 | 渡辺幸男 |
| | 五ツ浦漁場風景 | 壹千円 | 並副賞 | 東京都江東区豊洲 | |
| | 油ヶ浦海岸と遊ぶ | 壹千円 | 並副賞 | 二宮町二宮 | |

九月には 選挙人名簿を 作ります

洩れなく申告を！

毎年九月十五日現在で(1)基本選挙人名簿と(2)三浦相模湾漁業調整委員会委員選挙人名簿を作ります。申告書が渡りましたら九月二十日迄に洩れなく申告して下さい。

尚、旅行出張等で町外に滞在し、自衛隊入隊中、学生生徒で寄宿舎、寮、下宿に居つて学習の大半を仕送つて居る方も一緒に申告して下さい。

(1) 基本選挙人名簿
本年六月十五日迄に二宮町に居住して引續き居住している昭和三十年十二月二十一日(二十七日)迄に生れた方

(2) 三浦相模湾漁業調整委員会委員選挙人名簿
これは漁業者の方で昭和三十年十二月二十一日迄に生れた方で一年に九十日以上漁業を営み漁業に従事する方(法人を含む)

町勢要覧発刊について

二宮町が町制をしてから二十年、町勢はいよいよ隆昌を辿りつつあるときその概要を一冊にまとめた、あまねく町民に知らしめ、将来の発展をはかる資料という意味で町勢要覧を本年三月発刊の予定で御願ひ致して、ようやく発刊することになりました。内容に若干の誤りがあることを御集担当としてお詫言ひ致します。

実は各戸に一冊づつ配付したいのですが、予算の関係で出来ませんので近日区長さんより各隣組に一冊づつ配付しますから御調ひ御受け御参考に願ひ致します。

2. その他附帯事項について
- 十七、六月二十日午後一時開会定例会を招集し会期を六月二十四日まで延長する
1. 二宮町公告式条例改正案について
2. 二宮町預立金条例の改正案について
3. 二宮町固定資産評価審査委員の選任について
4. 二宮町と条例の改正案について
5. 町道補修承認について
6. 二宮町議会議長特別委員会及特別委員会条例改正案について
7. 自動三輪車購入について
8. 二宮町道路占用料徴収条例の制定について
9. 二宮町国民健康保険特別会計追加予算について
10. 町税減免処分承認について
11. 二宮町国民健康保険運営協議会条例の一部改正案について
12. 国民健康保険運営委員承認について
- 十八、七月十二日午後一時附帯事項委員会を招集
1. 六月定例会提出案才十身議案付託事件審議について
2. 昭和三十年二宮町歳入歳出追加更正予算案審議について
- 十九、七月十六日午前九時建設委員会を招集
1. 中里宮の久保道路内橋梁修理地元要置について
2. 二宮元町大正通前道路改修について(消防委員会要置)
- 二十、七月二十三日午前九時全員協議会を招集
1. 二宮小竹線について
2. 二宮町と条例の改正案について
3. 二宮町と条例の改正案について
4. 昭和三十年二宮町歳入歳出追加更正予算について
5. 都市計画地方審議会委員選挙について
- 二十二、七月三十日午前九時勸業委員会を招集
1. 観光夏の行事について
2. 写真コンクール審査について



米の豫約賣渡について

◎ 予約賣渡とは

近年間接米の供出制度が今成長を
ついでに水陸稲の収穫時より早止められ
位置よりいくら保有しにくる残るかを一
半年作柄として計算をして残る部分を自
前に政府に売渡の予約をすることとなつて
いくらか自主的予約といつても決して自
販売でなく自分の好きな量だけ予約すれ
ばいいのだと誤解してはいけません。
これは食糧管理法がもとより保有米
は全部政府へ賣渡することとなつて
一粒でも自由処分は許されてはい
ません。法律的にはこの様に直接統制で
かかるとは天下り割当ではなく皆さ
長識に訴へて自主的な申込に期待して
いるのです。

が買へます。
三、所得税の免税が石当り
平均一四〇〇円
収入金額より差引かれます
平均一、四〇〇円というの
は次の通り売渡の時期別格
差があります。

| 売渡時期 | 石 | 当 | 一 | 一 | 一 |
|--------------------|--------|------|------|------|------|
| 九月末迄 | 二、四〇〇円 | 九六〇円 | 七三〇円 | 六〇〇円 | 四八〇円 |
| 自 十月一日 至 十月十五日 | 一、八〇〇円 | 七三〇円 | 六〇〇円 | 四八〇円 | 三五〇円 |
| 自 十月十六日 至 十月卅一日 | 一、五〇〇円 | 六〇〇円 | 四八〇円 | 三五〇円 | 二四〇円 |
| 自 十一月一日 至 十二月末日 | 一、二〇〇円 | 四八〇円 | 三五〇円 | 二四〇円 | 一三〇円 |
| 平均 | 一、四〇〇円 | 五六〇円 | 四三〇円 | 三二〇円 | 二一〇円 |

◎ 米の値段

今年の米の値段は、各等平均石当り一万六千円と決りましたが、時期別の格差や
包装の違いもありますので次の表を見て下さい。

| 等級 | 九月末迄 | 十月一日より 十月十五日まで | 十月十六日より 十月卅一日まで | 十一月一日より 十二月末まで |
|----|--------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 一等 | 四、五〇三円 | 四、二六二円 | 四、一四二円 | 四、〇三二円 |
| 二等 | 四、四七七円 | 四、二二二円 | 四、〇九七円 | 三、九七七円 |
| 三等 | 四、三八二円 | 四、一四二円 | 四、〇三二円 | 三、九〇二円 |
| 四等 | 四、三〇七円 | 四、〇六七円 | 三、九四七円 | 三、八二七円 |
| 五等 | 四、一三二円 | 三、八八二円 | 三、七六二円 | 三、六四二円 |

新米 複式俵 七〇円 散俵 複式俵 四〇円
糯米正味六〇キログラムにつき四五〇〇円の加算あり

建設だより

本年度施行豫定の工事

押切下水道新設工事

米海道より海岸までの地区内に申蓋付
り排水管を二六〇米施工

茶屋町道路改良工事

米海道より中道に至る道路(山員一、八
米、延長一〇〇米)を三、六米に拓き
コンクリート排水管を施工

寶蔵寺前下水道新設工事

米海道より宝蔵寺前に至る道路に延長一
一〇米コンクリート排水管を施工

釜野横断水抜工事

釜野地区三ヶ所に道路横断水抜工事を施
す

学校道側溝新設工事

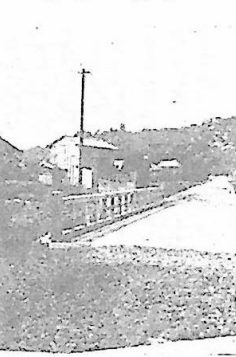
釜野地区東海道より踏切まで一五五米に
戸側型側溝を施工

下浜町消防道路新設工事

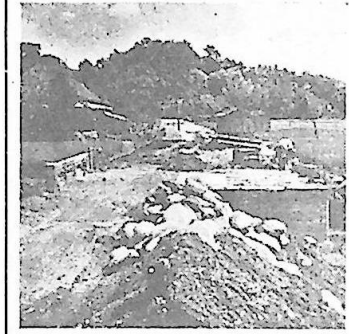
下浜町消防器具置場横より葛川まで延長
四〇米巾四米の道路を新設

谷津線道路改良工事完成

元町知見寺下より釜野東道に至る
町道改良事業は去る七月十五日完
成。



完成した谷津線と花月橋



葛川橋の工事中小竹線

二宮 小竹線

才一期改良工事も着々進捗し、八月
中に完成予定である。
本工事は釜野東道入口より四五〇米
で、有効巾六米である。

現在全国的に、市町村は財政的な困難が
ひしと押寄せどこの町村でも赤字の弊
消滅に頭悩む形であります。
赤字の原因については、戦時中から戦後
にかけての事務の繁雑化による人員費の増
大や、委員会制度の膨張、或は学制改革
に伴う施設費等支出の膨張と、歳入面に
於ける収入減等によるものと考へられるの
であつて、収入減については検討して見ると
最近の状態としては地方交付税の減額と
納税金の増加が挙げられます。交付税の減
額は国家財政の緊縮によるもので、財政
引締めはやむを得ぬ処であるが、地方自治
の頼みの綱であり、国家事務の多くを
理している各市町村にとっては、受ける事
を外蒙したたかかも知れません。
結局、義務心と云ふことによるのな
で他難儀のために「しわ寄せ」等によつて
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

また、滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。



滞納税金について

滞納税金は極めて重大な問題で
あります。市町村財政の行詰りと共に
あらゆる方法で滞納解消が進められ
減額せられることは誠に承服し難いこと
であります。

寄稿のしるべ

- 1. 粟谷道改良工事について
- 2. 大庭寺東部補強工事について
- 3. 中里宮の下橋改修について
- 4. 大正湯側管理改修について
- 5. 釜野地区三ヶ所に道路横断水抜工

- 1. 各分団所属ポンプ車修理費増額による
予算措置について
- 2. 消防ポンプ車取付財産処分について
- 3. 消防用器具取付財産処分について
- 4. 才二分団ポンプ置場所在火の見櫓
取替について
- 5. 消防団訓練器具臨時点検実施に
ついて

- 1. 土木費予算の追加について
- 2. 各部所要の道路等改良工事の
検討について
- 3. 小竹道改良工事現場視察に
ついて
- 4. 日西川橋コンクリート工事の
予定
- 5. 大庭寺橋補強工事現場視察に
ついて

- 1. 粟谷道改良工事について
- 2. 大庭寺東部補強工事について
- 3. 中里宮の下橋改修について
- 4. 大正湯側管理改修について
- 5. 釜野地区三ヶ所に道路横断水抜工

二宮町の世帯と人口

(七月末日現在)

| 部 | 世帯数 | 男 | 女 | 計 |
|----|-------|-------|-------|--------|
| 一色 | 一四九 | 四七〇 | 四五九 | 九二九 |
| 中里 | 一七一 | 四七八 | 四五七 | 九三五 |
| 元町 | 六一三 | 一、四三三 | 一、四四四 | 二、八七七 |
| 上町 | 三四七 | 八三一 | 八七七 | 一、七〇八 |
| 中町 | 一七三 | 四〇四 | 四四二 | 八四六 |
| 下町 | 三四八 | 七八三 | 八三八 | 一、六六一 |
| 梅沢 | 三八九 | 九五七 | 九九三 | 一、九五〇 |
| 越地 | 一三七 | 三九四 | 三五七 | 七五一 |
| 茶屋 | 一四九 | 三四九 | 三五二 | 七〇一 |
| 釜野 | 六八 | 一七七 | 一八三 | 三六〇 |
| 通川 | 五一 | 一三八 | 一五五 | 二九三 |
| 入川 | 三五 | 九二 | 九四 | 一八六 |
| 計 | 二、六一〇 | 六、五〇五 | 六、六五一 | 一三、一五六 |

統計法の定めによつて大正九年より略五

日毎に行われて来た国勢調査は、昭和二
九年四月の統計法の改正により今後十年
毎に行ひその間五年毎に簡易な方法に
り実施されることとなり今回は八回目
に当り独立後始めての簡易な方法による
調査であります、去る二十五年調査時
比へ調査方法を現在において人口状況
及産業の発達等、住宅事情、雇用
業者等大きな変動が予想されてゐるに
よつてこの結果は強り日本だけでなく諸外国
にも注目されてゐる。

尙この調査は我が国の人口数とその構成内
を明らかにし各般の行政の基本となる
は云ふまでもありません。国家の生産計
や、食糧政策等が凡て人口に基礎を置
き、国会議員、地方公共団体の議員の定員
の決定、国家地方の財政配分等の基本政
策、都市設置の要件、失業対策、国民所得
一つとして人口を基礎としなければあ
りません。

特に注目されるのは地方公共団体に直接
影響のある地方交付税に基く地方交付税配
配について、基準財政需要額の測定単位
の算定基礎として人口及び世帯数である
次にデフレ化における失業の状況を把握
て失業対策について貴重な資料を得るこ
とや、戦後十年を経た今日の住宅事情の突
を把握する等我が国が現下直面してい
る要資料を整備することを目的として行
なれる調査、これが国勢調査であります。

一方今回の調査は九月二十四日から三十
迄の間に準備調査が行なわれ調査票一枚
各世帯に配付されて世帯主が記載して
事項等もある関係から皆皆さんの積極的
な協力によつて来るべき十月一日午前零時現
在の二宮町の一瞬を確実に且つ迅速にキヤッ
して各種行政施策に貢献したいと皆さん
の理解ある協力を希望してあります。

次にその調査事項を掲げて皆さんの参考
にします。

調査事項

一、氏名

二、世帯主との続柄

三、男女の別

四、出生年月日

五、配偶の關係

六、国籍

七、昭和十六年未だに生れた人につ
いて(九月二十四日から三十日まで)
の一週間の就業状態、所属の事業所の
名稱、所在地及び事業(産業)の種類
仕事(職業)の種類ならびに従業上の
地位

八、住居に関する事項

(以上調査員聴取調査事項)

調査区並に指導員調査員は次の通り選任する

| | |
|-------------|---|
| 指導員 | 調査員 |
| 才一 井上 浩 | 才一 調査区より才二十五調査区まで |
| 才二 島 篤 | 才二 調査区より才四十九調査区まで |
| 才一 峰 尾 甫 | 才一 調査区の内柳切部全部 |
| 才二 二見 龍男 | 才二 調査区の内入川切部全部 |
| 才三 二見 隆 吾 | 才三 調査区の内入川切部全部 |
| 才四 黒石 恵子 | 才四 調査区以内東部の茶屋部全部 |
| 才五 長谷川 鶴吉 | 才五 調査区の内新田旧道北側御道線路までの全部 |
| 才六 野谷 多美江 | 才六 調査区の内新田旧道南側全部 |
| 才七 小沢 薫 | 才七 調査区の内新田旧道以西越地部境界までの全区域 |
| 才八 小林 眞佐江 | 才八 調査区の内新田旧道の南側八三番(戸倉三郎)東側道路以西梅沢川までの区域 |
| 才九 松本 英夫 | 才九 調査区の内新田旧道の北側八七番(東屋魚商)東側道路以西梅沢川までの区域 |
| 才十 持 栄 一 | 才十 調査区の内国道南側八二番(松本彦義)西側道路以西六〇番(小林材木店)東側道路までの区域 |
| 才十一 守屋 順次郎 | 才十一 調査区の内国道南側二九番(松本新七)西側道路以西大字二宮界までの区域 |
| 才十二 杉崎 惣一 | 才十二 調査区の内国道北側九一(根本忠忠)西側道路以西大字二宮界までの区域 |
| 才十三 野谷 秀雄 | 才十三 調査区の内国道線路以北の区域全部 |
| 才十四 野谷 勇 | 才十四 調査区の内一、二、三〇番地先の橋を界に左右の道路以南 |
| 才十五 野谷 雄 | 才十五 調査区より以南国道線路までの区域 |
| 才十六 野谷 富雄 | 才十六 調査区の内小字池川一、一九〇番一、一四五番一、二五五番を川添ひに隔まで一九九一番一果道一色界までの区域 |
| 才十七 池田 喜一 | 才十七 調査区の内果道東側消防小屋より南へ川添ひに大字二宮界までの区域 |
| 才十八 西山 孝三 | 才十八 調査区の内果道東側消防小屋より南へ川添ひに大字二宮界までの区域 |
| 才十九 巖 島 彌 | 才十九 調査区の内果道西側全部 |
| 才二十 露木 昭治 | 才二十 調査区の内果道東側打越道路以北全部 |
| 才二十一 諸星 一郎 | 才二十一 調査区の内果道東側才二十一区以南の区域全部 |
| 才二十二 橋川 吉一 | 才二十二 調査区の内国道南側大字山以西より東一五九番(池田商店)西側道路までの区域 |
| 才二十三 杉野 和子 | 才二十三 調査区の内二〇九番(補助食堂)以西一八八番(須藤正二)までの道路以南海岸まで |
| 才二十四 大胡 政男 | 才二十四 調査区の内国道北側梅沢界より一六一番(佐竹料理店)より一八八番から二〇九番以北迄以北側道路線路までの区域 |
| 才二十五 中村 康信 | 才二十五 調査区の内国道北側梅沢界より一六一番(佐竹料理店)より一八八番から二〇九番以北迄以北側道路線路までの区域 |
| 才二十六 北山 喜三郎 | 才二十六 調査区の内国道線路北側元町界までの区域 |
| 才二十七 兵藤 正 | 才二十七 調査区の内才二十七区イ号より南へ才二十六区界までの区域 |
| 才二十八 滝 徹 | 才二十八 調査区の内中里界より果道西側室橋より以北の区域 |
| 才二十九 西山 長蔵 | 才二十九 調査区の内才二十七区イ号より南へ才二十六区界までの区域 |

國勢調査

| | |
|-------------|--|
| 才二十九 米山 一男 | 才二十九 調査区の内国道西側八八九番(渡辺純徳)一九〇番(古沢印刷所)一以西才二十八区調査区界までの区域 |
| 才三十 寺山 賢司 | 才三十 調査区の内果道西側一、二、六七番(魚養一、二)迄以西才二十七区界までの区域 |
| 才三十一 西山 治平 | 才三十一 調査区の内果道東側見崎より川添へ一、二、八八番(神保國三郎)東側道路を原田路切まで国道北側道路を北上中里界までの区域 |
| 才三十二 神保 元治 | 才三十二 調査区の内才三十一区より東大町町界までの区域 |
| 才三十三 石田 一雄 | 才三十三 調査区の内才三十一区界より八九〇番(原色)一東へ川川迄を北へ才三十三区界までの区域 |
| 才三十四 松本 新一 | 才三十四 調査区の内原田前七三番(松本謙三)より七三七番(森川善一)東側道路を南へ国道線路を東へ(八四九区)までを北へ才三十三区界までの区域 |
| 才三十五 小島 金次郎 | 才三十五 調査区の内原田七五番(近藤國太郎)七三三番(七番南)七四四番(高橋チヨウ)北へ才三十五区界までの区域 |
| 才三十六 井上 幸一郎 | 才三十六 調査区の内内原橋より南へ(梅川)を切取を東へ才三十六区界を北へ第三十五区才三十四区界まで |
| 才三十七 戸 九晴 城 | 才三十七 調査区の内東野路切より果道北側八四四番(瀬戸重太郎)海へ(梅川)までの区域 |
| 才三十八 須藤 一男 | 才三十八 調査区の内国道北側二二二番(藤田武雄)一三〇番(松尾ランドリ)南へ(海岸)までの区域 |
| 才三十九 田 中 実 | 才三十九 調査区の内国道南側一四八番(小島修太郎)一三〇番(松尾ランドリ)南へ(海岸)までの区域 |
| 才四十 鈴木 平八郎 | 才四十 調査区の内国道南側三三九番(方壽屋)一三二番(添田郡治)を南へ才四十二区イ号界まで |
| 才四十一 池田 時男 | 才四十一 調査区の内三三三番(二宮魚市場)一三四二番(中村源)を南へ才四十一区界までの区域 |
| 才四十二 添田 順 | 才四十二 調査区の内東野路切より国道まで東側で国道北側二二八番(東電出張所)一二五四番(磯崎喜蔵)まで(梅川)までの区域 |
| 才四十三 古 沢 利夫 | 才四十三 調査区の内中町葛川まで南は二八二番(原傳吉)南側道路を葛川までの区域 |
| 才四十四 高代 桂造 | 才四十四 調査区の内中町界東へ(葛川)中学校迄を海岸まで北は第四十四区界までの区域 |
| 才四十五 義 勝 | 才四十五 調査区の内第四十五区界より三七七番(河野正照)東側道路までの区域 |
| 才四十六 松本 哲 | 才四十六 調査区の内才四十六区イ号東より(大町町界)まで(梅川)までの区域 |
| 才四十七 佐 藤 俊雄 | 才四十七 調査区の内国道線路の南側で(葛川)より東へ(八八番(成岡喜三郎)東側道路を原田路切まで国道南側四二二(松尾義興)道路までの区域 |
| 才四十八 原 直一 | 才四十八 調査区の内才四十七区調査区界より東へ(大町町界)まで(梅川)までの区域 |
| 才四十九 原 佐一郎 | 才四十九 調査区の内元町界より大町町界まで及び(大町町界)以北の区域 |

十月一日 全国一齊に實施

山先生)一九二八番(山口安太郎)一九二二番(相模屋旅館)一八八四番(村山金物店)一農協一才二十六区界までの区域

元町部落の内果道西側八八九番(渡辺純徳)一九〇番(古沢印刷所)一以西才二十八区調査区界までの区域

元町部落の内果道西側一、二、六七番(魚養一、二)迄以西才二十七区界までの区域

元町部落の内果道東側見崎より川添へ一、二、八八番(神保國三郎)東側道路を原田路切まで国道北側道路を北上中里界までの区域

元町部落の内才三十一区より東大町町界までの区域

元町部落の内才三十一区界より八九〇番(原色)一東へ川川迄を北へ才三十三区界までの区域

元町部落の内原田前七三番(松本謙三)より七三七番(森川善一)東側道路を南へ国道線路を東へ(八四九区)までを北へ才三十三区界までの区域

元町部落の内原田七五番(近藤國太郎)七三三番(七番南)七四四番(高橋チヨウ)北へ才三十五区界までの区域

元町部落の内内原橋より南へ(梅川)を切取を東へ才三十六区界を北へ第三十五区才三十四区界まで

元町部落の内東野路切より果道北側八四四番(瀬戸重太郎)海へ(梅川)までの区域

上町部落の内国道北側二二二番(藤田武雄)一三〇番(松尾ランドリ)南へ(海岸)までの区域

中町部落の内三三三番(二宮魚市場)一三四二番(中村源)を南へ才四十一区界までの区域

中町部落の内東野路切より国道まで東側で国道北側二二八番(東電出張所)一二五四番(磯崎喜蔵)まで(梅川)までの区域

下町部落の内中町葛川まで南は二八二番(原傳吉)南側道路を葛川までの区域

下町部落の内第四十五区界より三七七番(河野正照)東側道路までの区域

下町部落の内才四十六区イ号東より(大町町界)まで(梅川)までの区域

下町部落の内国道線路の南側で(葛川)より東へ(八八番(成岡喜三郎)東側道路を原田路切まで国道南側四二二(松尾義興)道路までの区域

下町部落の内才四十七区調査区界より東へ(大町町界)まで(梅川)までの区域

下町部落の内元町界より大町町界まで及び(大町町界)以北の区域



水道布設事業について

二宮町も皆様の御協力に依りまして水道す
を引ける様になりましたので町が急に明る
くなられた感じがします。

水道は個人の便利ばかりではなく町の繁
栄の爲め町を大いに守る爲め、なくては
ならない施設である関係上町に於いては水
道事業推進の爲二宮町上水道組合を結成し
水道事業完成に邁進致しておりますから希
望のある方は至急役場へ申込んで下さい。

そして全町一戸残らず水道並にそれにと
なり消火栓の完備を致したいと思います。

◎水道工事費について

工事費については、水道を引いている家
は御解りのことであると思ひますがその後
受けた点もありましたから御知らせ致します
工事費は前には配管延長十五米まで水栓
一個に付き一、九、六五〇円(道路負担
費除外)のプール計算であったのが七月三
十日の二宮町上水道組合の常任委員会に於
いて工事の計算は実計算に依り計算するこ
とに変更になりましたから御知らせ致しま
す。

◎水道使用料金について

一ヶ月に付き一〇立方m(五五石、ドラ
ムで五本、五人家族位は充分の量です)
の爲は一三〇〇円、一立方m増毎に一四五〇
円、水道の損料二〇〇円、果分相金一立方mに
付き一ヶ月一〇〇円(使用料金に依り相違が
あります)

◎工事費の払込方法について

工事費の払込方法については一時拂を主
としておりますが一時拂では御都合の悪い
家庭では三ヶ月払、六ヶ月払、又は十二ヶ
月拂の方法を行います。

但し工事費の納期限を定めてから後の分
納金に対しては指定期限の翌日から納付の
日までの期間に應じて工事額一〇〇〇円に
一日二銭六厘の割合で計算した利息が加
算されます。

尚御解りにならない点は直接役場経済課
へ御尋ね下さい。

詳細に御説明致します。

懸賞募集

来る十月一日実施される国勢調査の
趣旨を充分に理解していただき、側面
からの協力を求めるために調査時現在
の二宮町の人口を皆さん一人一人に當
てていただこうと次の通り懸賞募集を
しておりますので挙つて投票下さるよ
ろお待ちします。

◎懸賞資格

二宮町在住者及び町内所在の官公職

◎懸賞額

一等 一点一、〇〇〇円
二等 二点 五〇〇円
三等 三点 二〇〇円

◎審査員

古沢 新
二宮町役場総務課長、松本 一郎
二宮町国勢調査指導員 島 篤

◎送付先

二宮町役場経済課国勢調査係

◎応募上の注意

△ 応募は必ず官製はがきを使用す
ること

△ (消印なき場合は不採用)

△ 応募はがき一枚に一人一点とす
ること

◎締切日

昭和三十年十月一日

◎同日消印有効

◎入選発表後号外

△ (同願位者ある場合は抽せんによ
り決定します)

三十一年四月末日現在一三、一四五人
五月 一三、一三八
六月 一三、一五九
七月 一三、一五六

二宮町人口豫想